

富山県ウクライナ避難民人道支援一時金

ウクライナからの避難民による申請

➤ **1世帯 10万円(単身世帯5万円)**

① 一時金交付申請書

② ウクライナ避難民であることの証明書、パスポートの写し等

③ 富山県内に居住していることがわかる書類の写し

ウクライナから避難された方々へ

生活相談窓口

富山県外国人ワンストップ相談センター

電話番号 080-5852-2234

WEBフォームからも相談できます

住居、学校教育、日本語教育、就労など